陸上施設
◎追加提供
施設番号　施設名　所在地名　所有関係　摘要
六〇二二　嘉手納弾薬庫地区　沖縄県中頭郡読谷村　国有　建物：約九一〇平方メートル
　　国有　工作物：囲障等
　　工場等として追加提供する。
海上演習場関係
◎新規提供
むつ湾訓練区域
一　区域
次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。
1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒
二　用途
本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。
三　摘要
本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十二年七月十四日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
平成二十二年七月九日
防衛大臣　北澤　俊美

○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
日時　平成二十二年七月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦
その他
自衛艦七隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
平成二十二年七月九日
防衛大臣　北澤　俊美

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年七月九日
防衛大臣　北澤　俊美
実施艦
その他
自衛艦七隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日
関東地方整備局長　菊川　滋
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員（メートル）	変更後敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
群馬県利根郡みなかみ町相俣字淺地一一四四番一から同町相俣字淺地一一四八番一まで	一二・三〇～一九・九〇	一三・五〇～二二・二〇	〇・一一七	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日
関東地方整備局長　菊川　滋
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員（メートル）	変更後敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
都留市田原一丁目五四四番から同市田野倉字下芦出一五一八番まで	前　BA　七・〇〇～二八・〇〇 後　BA　七・〇〇～二八・〇〇 一一・〇〇～九八・八五	前　六・〇〇～五・六三四 後　六・〇〇～五・六三四	前　〇・六〇〇 後　〇・六〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日
関東地方整備局長　菊川　滋
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百五十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員（メートル）	変更後敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
東京都江東区新木場一丁目二番三から同区新木場一丁目一番三まで	前　六四・七二～一二九・一一 後　六四・七二～一二九・一一	前　〇・九四三 後　〇・九四三	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日
関東地方整備局長　菊川　滋